

保護者 各位

岡崎市 長

緊急事態宣言期間中の学区こどもの家（放課後子ども教室）の利用について  
（通知）

日頃より、学区こどもの家（放課後子ども教室）の運営に対し御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

8月25日に、愛知県に対し緊急事態宣言が発出されることが決定されました。

本市においても感染者数は高い水準で推移しており、とりわけ最近は児童の感染者も増加傾向にあります。

これまで学区こどもの家においては、手洗い指導の徹底、こまめな換気、室内消毒の励行と可能な限りの対応に努めているところですが、利用児童が多く、密を避けられない状況にあります。

つきましては、さらなる感染拡大防止のため、緊急事態宣言期間中の学区こどもの家の利用を下記のとおりとさせていただきます。

保護者の皆様方に置かれましては、学区こどもの家の状況を御理解いただき、御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1 利用できる児童

保護者の就労等による留守家庭児童で、真に必要とする児童  
（参加する場合は保護者の送迎をお願いします）

※感染拡大防止の観点から、お子様が家庭で過ごすことが可能な場合は極力利用を控えていただきますようお願いいたします。

※下校後に利用する場合は学校から移動しますので、施設への保護者の送り出しは不要ですが、帰宅の際は必ずお迎えをお願いします。

2 期間

8月27日（金）から9月12日（日）まで（緊急事態宣言期間）

※緊急事態宣言の期間が延長された場合、上記対応も延長後の期間まで継続します。

3 新型コロナウイルス感染防止の対応について

- (1) ご家庭内に発熱等体調不良の方がおられる場合や、
- (2) 利用前（登校前）の体温計測を実施し、お子様に発熱や呼吸器症状等が認められる場合には、参加を控えてください。

また、ご家庭内に発熱等体調不良の方がおられる場合も同様に参加を控えてください。

- (3) お子様には、飛沫感染を防ぐため、マスクの持参・着用にご協力ください。
- (4) 熱中症対策のため、お子様に十分な量の飲み物を持たせてください。
- (5) 利用児童または職員に新型コロナウイルス感染症の罹患が確認された場合は、一定期間施設を閉館とする場合があることを御了承ください。
- (6) 新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているところであるため、対応を見直すこと場合があります。